

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月24日(火)14時00分～14時50分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 17人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	宮迫 徹也	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一

(欠員1人)

欠席委員 1人(14番 松森 智)

4. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	—————	深見 和志	—————
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第51号 農地法第5条の許可事業計画変更申請について  
議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第53号 非農地証明申請について  
議案第54号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について  
議案第55号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

第3 議案(報告事項)

報告第49号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
報告第50号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて  
報告第51号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第52号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第53号 農地法第5条の規定による許可処分取消しについて  
報告第54号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について  
報告第55号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による転用届出に対する受理について  
報告第56号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 高橋 知佐子 中島 幸恵 土本 充 小田 充彦 豊田 詞也

## 8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入れていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は17名、欠席委員は1名、欠員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は7番・中司善章委員、8番・櫻本訓由委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は16名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第50号、申請番号107番から115番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号107番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は御調町大原の8筆、現況地目は田と畑が4筆ずつ、面積は合計で7,935㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地ではお米、ネギ、大根、白菜などを作り、自家消費する申請となっております。 この申請については、10月5日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号108番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は向島町の5筆、現況地目は畑、面積は合計で1,125㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地ではトマトやキュウリなど、自家消費の野菜を作る申請となっております。 この申請については、10月4日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号109番、権利の種類、贈与による所有権移転です。 申請地は因島田熊町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,258㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では自家消費の野菜を作る申請となっております。 この申請については、10月5日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号110番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は因島中庄町の1筆、現況地目は畑、面積は867㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では柑橘類を作る申請となっております。 この申請については、10月5日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号111番、権利の種類は期間3年間の賃借権の設定です。 申請地は因島大浜町の7筆、現況地目は畑、面積は合計で2,840㎡です。 貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では野菜を作る申請となっております。 この申請については、10月5日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号112番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は因島重井町の1筆、現況地目は畑、面積は889㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では野菜及び柑橘類を作る申請となっております。  
この申請については、10月5日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号113番と114番は関連案件のため、一括して説明いたします。  
権利の種類は、期間30年間の賃借権の設定です。  
申請地は因島重井町の隣接する2筆、現況地目は畑、面積は合計で2,583㎡です。  
貸し渡し理由は農業経営の規模縮小及び農業廃止、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地ではレモンを作る申請となっております。  
この申請については、10月5日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号115番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町林の1筆、現況地目は畑、面積は合計で370㎡です。  
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では自家消費用の柑橘類を作る申請となっております。  
この申請については、10月6日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号107番から115番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号107番から115番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第51号「農地法第5条の許可事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第51号、農地法第5条の許可事業計画変更申請について、ご説明いたします。

(議案第51号、申請番号4番を議案書をもとに説明)

この申請につきましては、農業委員会が審議し許可済みである案件に対して、転用事業の完了前に、転用目的や事業主の変更など当初の計画に変更が生じた場合に必要となる申請でございます。

本件は、この後ご審議いただきます、農地法第5条許可の申請番号112番と関連する申請となりますので、こちらの申請について、5条に先行してご審議いただくものでございます。

申請番号4番、所在は浦崎町の1筆、地目は畑で、面積は413.59㎡です。  
変更内容は、当初の転用事業主を変更したいというものです。  
申請地は住宅建設の目的で、令和5年1月25日付けで農地法第5条の転用許可を受け、当初の計画者が取得いたしました。  
取得後住宅建築の計画を進めていくうちに、擁壁の耐久性に不安があり、当該地への住宅建設計画を断念することとなりました。  
その後、活用方法の再検討をしておりますが、この度、事業継承者が一般住宅を目的として、本件申請地を継承・取得し、住宅を建設したいというものです。  
この申請については、10月3日、高橋委員、深見推進委員と事務局職員が、現地調査を行っております。  
なお、本件の変更申請と同時に、継承者による農地法第5条の転用申請が出されております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第52号、農地法第5条規定による許可申請について、ご説明いたします。  
(議案第52号、申請番号109番から117番までを議案書をもとに説明)

申請番号109番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は久山田町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,122㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地区分は、その他2種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル180枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は福岡県に本店を置く売電事業等を営む法人であり、この度申請地を所有し、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、10月3日、山田委員、國近進委員と事務局職員で、申請代理人立会いの下、現地調査を行いました。

また、申請地には隣接する農地があることから、隣接農地所有者より事業に対する同意書が提出されております。

申請番号110番、申請内容は使用貸借権の設定です。  
所在は美ノ郷町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、269㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、建築面積66.24㎡、駐車場1区画が計画されています。

譲受人はこの度申請人の父から申請地を借り受け、住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく開発許可見込みです。

この申請については、10月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号111番、申請内容は賃借権による権利の設定です。  
所在は美ノ郷町の4筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計890.61㎡の内748.61㎡の一時一部転用計画です。  
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
転用目的は資材置場用地で、太陽光資材置場、中型車用駐車場3区画、小型車用駐車場3区画が計画されています。  
譲受人は東京都に本店を置く再生可能エネルギー事業を営む法人であり、この度申請地を借り受け、資材置場として使用したいというものです。  
一時転用期間は令和6年6月30日までとされており、工事完了後は農地に復元予定です。  
申請番号110番と111番の申請については、10月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号112番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は浦崎町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、413.59㎡の転用計画です。  
申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
転用目的は一般住宅用地で、一般住宅1棟、建築面積41.5㎡、合併浄化槽、庭敷が計画されています。  
譲受人は申請地を取得し、住宅を新築したいというものです。  
この申請については、10月3日、高橋委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号113番、申請内容は寄付による所有権の移転です。  
所在は御調町丸門田の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、161㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。  
転用目的は境内地で、境内地の拡張が計画されています。  
譲受人は隣接地に境内地を有する宗教法人で、この度、市外在住の譲渡人から寄付の申出があったことから、既存の境内地と一体的に利用したいというものです。  
この申請については、10月5日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号114番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は御調町白太の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、585㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。  
転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積89.22㎡、駐車場2区画が計画されています。  
譲受人は、現在御調町内の借家に居住しておりますが、この度申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。  
この申請については、10月5日、宮迫委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号115番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は因島田熊町の1筆、地目は畑、農振地域外、224㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。  
転用目的は宅地拡張で、駐車場及び駐輪場が計画されています。  
譲受人は、大阪府八尾市に本店を置く不動産賃貸業を営む法人で、この度、隣接する宅地と空き家を同時に取得し、賃貸住宅の駐車場や駐輪場として宅地と一体的に利用したいというものです。  
この申請については、10月5日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号116番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は因島大浜町及び重井町の全5筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計2,111㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は資材置場用地で、ブロック、足場材、車両置場が計画されています。  
譲受人は、因島重井町に本店を置く土木建設業などを営む法人で、資材置場が不足していることから、この度申請地を取得し、事業用の資材置場として利用したいというものです。  
この申請については、10月5日、松浦委員、村上智彦委員、須山推進委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号117番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は瀬戸田町林の全8筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計3,885㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は葬儀場用地で、葬儀場1棟、建築面積248.43㎡、駐車場60区画、場内通路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、尾道市内に本店を置く葬祭式典の請負及び運営などを行う法人で、この度、申請地を取得し、葬儀場を建設したいというものです。

この申請については、10月6日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

なお本件は、転用面積が3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号109番から117番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。

また、申請番号117番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

事務局

次に、議案第53号「非農地証明について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第53号、非農地証明について、ご説明いたします。

(議案第53号、申請番号42番から51番を議案書をもとに説明)

申請番42番、栗原町の1筆、現況地目は山林、面積は89㎡です。  
利用状況は、平成15年ごろから耕作ができなくなり、現在は山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、10月3日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号43番、美ノ郷町本郷の1筆、現況地目は宅地、面積は99㎡です。  
利用状況は、昭和47年ごろに隣接地に家を見て、当該地は家庭菜園地として宅地と一体で利用している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、10月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号44番、美ノ郷町本郷の1筆、現況地目は山林、面積は459㎡です。  
利用状況は、20年以上前から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、10月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号45番、御調町丸門田の1筆、現況地目は原野、面積は1.44㎡です。  
利用状況は、市道拡幅のために昭和49年に分筆された残地であり、隣接地の山林と一体化している。  
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。  
この申請については、10月5日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号46番、御調町大原の3筆、現況地目は山林及び公衆用道路、面積は合わせて527㎡です。  
利用状況は、昭和60年ごろから耕作困難となり、山林化及び道路となっている状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。  
この申請については、10月5日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林及び公衆用道路に判定されました。

申請番号47番、向島町の2筆、現況地目は雑種地、面積は合わせて225㎡です。  
利用状況は、平成5年頃から耕作を放棄し、平成18年に土を入れて駐車場として利用している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、10月4日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。

申請番号48番、向島町岩子島の1筆、現況地目は山林、面積は3.3㎡です。  
利用状況は、平成14年に申請者の父が亡くなったころから隣接する所有地とともに耕作されず、現在は山林化している状況です。  
この土地は農振農用地区域内ですが、面積が小さく、山林と一体化しており、農用地区域から除外しても当該地域の農業振興に影響はないということで、除外見込みです。  
第2種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、10月4日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号49番、因島田熊町の24筆、現況地目は山林、面積は合わせて9,449㎡です。  
利用状況は、平成初期から耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域 用途地域外です。  
この申請については、10月5日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号50番、因島中庄町の5筆、現況地目は山林、面積は合わせて3,101㎡です。  
利用状況は、平成15年頃から耕作されず、現在は山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域 用途地域外です。  
この申請については、10月5日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号51番、瀬戸田町中野の2筆、現況地目は宅地、面積は合わせて200㎡です。利用状況は、平成54年に前者の方には農業用倉庫を増築し、後者については自宅への進入路の拡幅として利用し、両筆とも宅地として利用している状況です。  
農振農用地区域外、第3種農地、非線引き都市計画区域 用途地域内です。  
この申請については、10月6日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号42番から51番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

次に、議案第54号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第54号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご説明いたします。

(議案第54号、申請番号1番を議案書をもとに説明)

その前に、相続税の納税猶予について、簡単にご説明いたします。

この相続税の納税猶予制度は、農業を営んでいた人から農地を相続した人が、その農地を継続することを条件に、農地にかかる相続税の一部の納税を猶予する特例で、申告期限から20年経過時に納税猶予税額が全額免除される制度です。

農地は面積が広く、相続税が課税されると税額は高くなります。相続税を納めるために農地を処分することになれば、後継者は農業を続けられなくなってしまいますので、それを防止するために設けられている制度です。  
当委員会が適格者であるかを判断し、その証明書を交付するものです。

申請番号1番、申請地は西藤町の5筆及び高須町の1筆、現況地目は田が5筆、畑が1筆、面積は合計で3,361㎡です。

相続人は被相続人の子であり、相続税の納税猶予特例を受けるための申請です。

この申請については、10月3日、高橋委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行い、適切な申請であることを確認しております。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号1番は原案のとおり、原案のとおり証明書を交付することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)



挙手多数ですので、本件は、原案のとおり証明書を交付することに決しました。

次に、議案第55号「改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第55号改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）について、ご説明いたします。

（議案第55号、申請番号196番から206番までを議案書をもとに説明）

なお、申請番号196から205までは、関連案件のため、一括で説明させていただきます。

申請番号196番、御調町丸河南字上一徳、地目は現況が公衆用道路、登記が井溝、面積は1.3㎡です。

利用目的は水稲、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和10年12月31日です。

申請番号197番、御調町丸河南字上一徳、地目は現況登記ともに田、面積は6.97㎡、他1筆で、合計面積は17.97㎡です。

利用目的は水稲、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和13年12月31日です。

申請番号198番、御調町丸河南字上一徳、地目は現況登記ともに宅地、面積は54.54㎡です。

利用目的は水稲、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和14年12月31日です。

申請番号199番、御調町丸河南字上一徳、地目は現況登記ともに畑、面積は72㎡、他1筆で、合計面積は111.66㎡です。

利用目的は野菜、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和10年12月31日です。

申請番号200番、御調町丸河南字湯戸、地目は現況が田、登記が井溝、面積は3.3㎡です。

利用目的は水稲、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和10年12月31日です。

申請番号201番、御調町丸河南字友末、地目は現況が田、登記が原野、面積は6.61㎡です。

利用目的は水稲、権利の種類は、賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和13年12月31日です。

申請番号202号、御調町丸河南字国兼、地目は現況が畑、登記が山林、面積は128㎡です。

利用目的は水稲、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和13年12月31日です。

申請番号203号、御調町丸河南字保地、地目は現況登記ともに宅地、面積は135.91㎡です。

利用目的は水稲、権利の種類は、賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和10年12月31日です。

申請番号204番、御調町丸河南字保地、地目は現況登記ともに宅地、面積は59.5㎡、他1筆で、合計面積は、66.11㎡です。

利用目的は水稲、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和10年12月31日です。

申請番号205番、御調町丸河南字保地、地目は現況が田、登記が宅地、面積は89.06㎡です。

利用目的は水稲、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり5,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和10年12月31日です。

申請番号196から205までの借受人は、御調町で主に水稻栽培をしている農事組合法人です。この農事組合法人は、平成30年に本件に隣接する農地について、農地中間管理機構を通じて利用権を設定していますが、現在、この農地では圃場整備が進められています。

利用権を設定した平成30年当時、農地でない土地は、利用権設定の対象外であったため、現況・登記ともに農地でない宅地といった土地については、利用権設定がされておりましたが、令和元年に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が一部改正され、同法第2条第2項第4号に「開発して農用地または農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地」も農用地であると新たに規定されました。

このたび、圃場整備後の換地処分を行うにあたり、換地前の土地全てについて、賃借権の設定が必要となったことから、農用地利用集積計画を作成することとなりました。

申請番号206番 因島中庄町字油屋新開ヲ印、地目は現況登記ともに畑、面積は816㎡、他1筆で、合計面積は、2,839㎡です。

利用目的は花壇苗、権利の種類は賃貸借権の設定で、10aあたり10,000円、契約期間は令和5年11月1日から令和25年12月31日です。

借受人は、因島重井町に所在する株式会社で、昨年度、法人化された会社です。本件以外にも、農地中間管理機構を通じて、因島中庄町内で農地を借り受けして花壇苗などを栽培しており、解除条件付きでの貸借となります。

以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件である、農用地利用集積計画の内容が尾道市の基本構想に適合している、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められる、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められる、対象の農地について所有権を有する者の全ての同意が得られている、を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号196から206番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、報告事項に入ります。  
報告第49号から第56号までを一括して審査を行います。  
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

各委員

次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

議長

(活動状況報告：省略)

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議 長 　　ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

事務局 　　(質疑応答)

議 長 　　それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。  
閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長 　　長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。  
本日はご苦勞様でした。

---